

由良町特定事業主行動計画

令和2年 7月 1日
由良町長
由良町議会議長
由良町選挙管理委員会
由良町農業委員会
由良町教育委員会

I 総論

1 目的

平成15年7月に、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ、育てられる環境整備を図ることを目的として、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）が公布されました。同法において、国や地方公共団体は特定事業主として、自らの職員の子どもたちの健やかな育成のための計画（特定事業主行動計画）を策定することとされています。

由良町としても、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう職場を挙げて支援する環境を整備するための「由良町特定事業主行動計画」を平成17年4月1日に策定し実施してきました。今般、次世代育成支援対策推進法の期限が令和7年3月31日まで延長されたことに伴い、由良町特定事業主行動計画の見直しを行いました。

この計画の着実な実行により、全ての職員がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）をより一層推進し、次世代を担う子どもたちを育成することができる職場環境をつくっていきたいと考えています。

2 計画期間

令和2年7月1日から令和7年3月31日まで

3 計画の推進体制

本計画は、町長部局、議会事務局及び教育委員会の職員を対象としています。

実施状況については、人事担当課において把握し、実施結果や職員のニーズを踏まえて、計画の見直し等を図ります。

Ⅱ 具体的な内容

1 職員の勤務環境の設備に関する事項

(1) 既存各種制度の周知徹底

育児休業、休暇等、仕事と家庭の両立を支援する制度の内容や活用方法などに関する情報を提供します。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

妊娠中及び出産後を通じて母子の健康を適切に確保するため、次の取組を行い、職場全体で母性保護及び母性健康管理に配慮します。

- ・ 業務分担の見直し

職員が妊娠を申し出た場合、管理職職員は職場内の仕事の分担の見直しを行い、その職員の負担とならないよう母性保護に努めるとともに、特定の職員に負担がかかることのないよう配慮します。

(3) 男性職員の子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員の育児参加を促進するため、次の取組を行い、休暇制度等の積極的な活用を促します。

- ・ 育児のための休暇を取得しやすい環境の整備

妻が出産する場合の特別休暇（2日間）、育児参加のための特別休暇（5日間）及び年次休暇の取得の促進を図るため、管理職職員は、父親となる職員に休暇の取得を促すとともに、取得しやすい職場の環境づくりに努めます。

【目標】

このような取組を通じて、令和7年度までに、妻が出産する場合の特別休暇及び育児参加のための特別休暇について、1日以上休暇取得率を100%とすることを目標とします。

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

育児休業等に対する職員一人一人の意識改革を進めるため、次の取組を行い、育児休業等を取得しやすい環境づくりに努めます。

① 育児休業取得時の代替要員の確保

職員が育児休業に入る際には、管理職職員は職員が安心して休業できるよう職場内の仕事の分担の見直しを行います。また必要に応じて、会計年度任用職員及び非常勤職員の採用により代替職員の確保に努めます。

② 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

育児休業中は、職場の情報が途絶えることになり、復帰に際しての障害となる可能性があります。スムーズな職場復帰が出来るよう、職場の職員から休業中の職員に職場や業務の状況について情報提供を行います。

また、職場復帰のためのサポートなどを適切に実施することにより、円滑に職場復帰できる体制の整備に努めます。

【目標】

このような取組を通じて、令和7年度までに、男性職員の育児休業の取得率を10%以上とすることを目標とします。

(5) 超過勤務の縮減

職員の超過勤務の上限時間を周知し、より一層の超過勤務の縮減に向け、次の取組を進めます。

① 定時退庁日の徹底

定時退庁日として設定されている毎週水曜日に庁内放送などによる注意喚起により、定時退庁の徹底を促します。

② 業務の見直し

新規業務が生じる中で、超過勤務を縮減するために、既存業務について合理化等の見直しを行い、事務の簡素・合理化を推進します。

③ 職場の環境整備

管理職職員は、率先して早期退庁するとともに、勤務時間外における会議・打合せを自粛するなど、職員が早期退庁しやすい環境づくりに努めます。

(6) 年次休暇の取得の促進

年次休暇の取得促進のため、管理職職員は、業務配分の見直し、職場内における応援体制の確立、自ら率先した年次休暇の取得等、職員が年次休暇を取得しやすい環境づくりに努め、個々の職員の年次休暇等取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員に年次休暇の取得を促します。

① 年次休暇の取得の促進

子どもの学校行事等への参加や家族の記念日等における年次休暇の計画的取得により、年次休暇の取得促進を図ります。

② 連続休暇の取得の促進

ゴールデンウィーク期間や夏季休暇期間の前後における年次休暇の取得、月曜日・金曜日と休日を組み合わせた年次休暇の取得などにより、連続休暇の取得促進を図ります。

【目標】

このような取組を通じて、令和7年度までに、5日間以上の年次休暇取得率を100%かつ年次休暇取得日数を平均13日以上とすることを目標とします。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

地域社会の中で、子ども達の豊かな人間性を育むための次世代育成支援対策について、以下の取組を積極的に推進していきます。

・ 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の子育て活動への参加に意欲のある職員が、子どもが参加するスポーツ・文化活動への参加、地域に貢献する子育て支援活動に積極的に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。